

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付及び療養補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によると、請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間のうち〇年以上にわたり、複数の事業場において、インパクトレンチ、チェーンソー、草刈機等を使用する騒音業務に従事していたという。請求人は、平成〇年〇月〇日、聴力低下及び耳鳴りがあるとして、A医院を受診したところ、「両感音性難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に障害補償給付及び療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、本件疾病の原因は、騒音業務に従事したことにあると主張しているところ、当審査会において、旧労働省(現厚生労働省)労働基準局長が策定した「騒音性難聴の認定基準について」(昭和61年3月18日付け基発第149号。以下「認定基準」という。)に照らして検討すると、以下のとおりである。

(1) 請求人が、〇年以上にわたって騒音業務に従事していたことについては、監督署長もこれを是認しており、当審査会としても、その職歴から見て、相当期間にわたり騒音工具を取り扱った可能性は高いと判断する。したがって、認定基準上、騒音業務従事歴はあるものと判断する。

(2) 請求人の症状について、主治医であるB医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、オーディオグラムを含めてその障害状態を記載し、平成〇年〇月〇日付け意見書において、その評価を行っている。同意見書によると、要旨、「請求人の鼓膜及び内耳に著変はなく、年齢的に老人性難聴の可能性があり、騒音性難聴とは認め難い。」としている。この点、再審査請求代理人は、B医師が、障害の部位は内耳であり、両耳の感音性難聴は明らかである旨述べていると主張するが、同医師は、上記診断書において、「難聴は内耳性であると考えられた。」旨記載しているものの、上記意見書では、要旨、「内耳の著変はない。」としており、また上記診断書では「両感音性難聴」との傷病名を記載するも、上記意見書では、騒音性難聴であることを明確に否定しているものであり、請求人らの主張は認められない。

(3) 以上より、請求人の難聴は、業務上の事由により発症した騒音性難聴と認めることはできないものであり、また請求人が主張する耳鳴りについても、長期の騒音ばく露による耳鳴りは、通常、聴力障害に合併して発症するものであることから、上記のとおり、請求人の難聴が業務上の疾病と認められない以上、業務上の事由により生じたものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。